



様式第 16 号（第 12 条関係）

令和 4 年 4 月 25 日

三 豊 市 長 様

申請者

団体の所在地 三豊市財田町財田上 2171 番地 1

団体の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

代表者氏名 理 事 長 菅 原 順 三

電話番号 0875-67-3790 (大石秀子)

地域内分権推進交付金実績報告書

令和 3 年 4 月 28 日付け三政地第 126 号により、交付金の交付決定額を受けた地域内分権推進事業について、下記の通り実施したので、三豊市地域内分権推進交付金規則第 12 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- | | | |
|---|--------------------|-------------|
| 1 | 実績報告額 | 9,176,910 円 |
| 2 | 添付書類 | |
| | (1) 事業報告書 | 1 部 |
| | (2) 決算監査報告書 | 1 部 |
| | (3) 貸借対照表 | 1 部 |
| | (4) 財産目録 | 1 部 |
| | (5) 収支決算書 | 1 部 |
| | (6) 全役員名簿 | 1 部 |
| | (7) 事業年度末の定款又は規約 | 1 部 |
| | (8) その他市長が必要と認める書類 | |

以上

第 1 号議案 令和 3 年度活動報告及び活動決算報告について

令和 3 年度活動報告書

(令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日)

団体又は法人の名称

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

1 事業の成果

私たちを取り巻く環境の変化が進んでいる状況下において、今もなお新型コロナウイルス感染症が全国的に広がっており、収束の兆しが見えてこない。特に人々の生活環境が以前と比べ大きく変化し、社会活動や経済活動にも影響が出ている。

令和 3 年度まちづくり推進隊財田は、コロナ禍において第 5 波、第 6 波の影響もあり活動が中止又は縮小した事業がある中、会員や地域住民が中心となり事業活動を展開する年となった。

また、新たに本年度から令和 12 年度までの「中・長期計画」を策定し、時代の変化に対応できる持続可能で柔軟な事業展開を図っていくこととした。以下、主な事業成果について列記した。

上半期の自主事業では、恒例となった「ポン菓子加工販売（年 4 回）」に始まり、「財田のむかしばなし」を説明した連載チラシの毎月発行により、地域住民とのつながりができた。

地域の子どもたちとのふれあいでは、財田こども園へ芸術士を派遣し、園児たちが本物の芸術を体験したり、ものづくり教室ではソーラー充電ラジオを製作するなど、子どもたちが将来的に芸術や作品作りに興味関心を抱いてもらえる活動ができた。

財田町内の景観を守るため、「さくらの郷計画」で会員や自治会長が参加して、塔重山公園や戸川ダム公園周辺の草刈り、「宝山湖の彼岸花をまもる会」では会員や農協と水資源機構職員が参加して宝山湖の彼岸花植栽地で草刈り活動を行い、環境美化にも努めた。

下半期は、地域の交通安全のため町内に設置している「カーブミラー清掃と不具合箇所の点検」を、会員や交通安全協会など各種団体協力のもと実施したり、会員が講師となり将来の相続対策のため、町民を対象に「相続対策勉強会」を開催した。

「財 TURN 移住定住促進事業」では、コロナ禍で地方への移住希望者が増す中、三豊市と共催してオンラインによる移住相談会を行い、財田の良さをアピールした。補助金を活用した事業は、「財 TURN」が昨年度に続き、日本サードセクター経営者協会から事業の活性化を図るため、「新型コロナウイルス対応緊急支援助成金」を受け活動を行った。なお、この事業は本年度で終了した。その他の自主事業も、一部を除き継続して活動を行うことができた。

移譲業務については、「自治会連合会財田支部」「地区衛生組織連合会財田支部」「交通安全」の業務を行っているが、本年度は会合・研修会等の中止や延期があり十分な活動ができなかった。

このように、まちづくり推進隊財田では新規事業はなかったものの、地域住民が主体となり活力と魅力あふれるまちづくりの活動ができた。

① 自主事業関係 【継続事業 14 件 うち中止又は縮小事業 3 件】

- ・財田「さくらの郷」計画 ・カーブミラー清掃活動 ・ポン菓子加工販売
- ・広報誌発行 SNS 発信事業 ・財田のむかしばなし伝承の会 ・財田の里で化石を探そう
- ・財 TURN 移住定住促進事業・相続対策勉強会・財田少年少女ものづくり教室
- ・宝山湖の彼岸花保全事業 ・国保財田診療所第 1、第 2 医師住宅管理事業
- ・理事長杯グラウンドゴルフ大会（中止）・芸術士派遣事業（6 回中止）
- ・文化芸術による子どもたちの育成事業（縮小）

② 移譲業務関係

- 【自治会関係業務】 ・街頭監視活動・視察研修会・塔重山周辺草刈りは中止
- 【地区衛生関係業務】 ・町内一斉清掃は 7 月と 2 月に実施・視察研修会は中止
- 【交通安全業務】 ・街頭交通キャンペーンは 4 月と 7 月に実施

2 組織体制

会員数

年度初め会員数 (R3. 4/1 現在)	期中加入者数	期中退会者数	年度末会員数 (R4. 3/31 現在)
75 名	3 名	2 名	76 名 (男 61 名 : 女 15 名)

3 個別事業報告書

1【部会】

事業名	くまもろう環境部会 > 財田「さくらの郷」計画			
事業内容	塔重山公園、戸川ダム公園を中心に財田を「さくらの郷」として市民が集い憩いの場となるように草刈り・害虫防除、また枯れ枝の伐採などの管理を行い環境保全に努めた。			
実施日時	令和 3 年 7 月 4 日（日）（2 回目はコロナウイルス感染防止のため中止）			
実施場所	塔重山公園 戸川ダム公園 他			
参加者・受益者	財田町民 まちづくり推進隊財田会員 自治会長他（延べ人数 一人）			
役務提供者	まちづくり推進隊財田 まもろう環境部会（実人数 49 人） 自治会連合会財田支部（延べ人数 49 人）			
決算額	収入額	215,040 円	支出額	215,040 円
	内訳 受取交付金	215,040 円	内訳 業務委託費 会議費 通信運搬費 消耗品費	113,100 円 5,000 円 9,240 円 87,700 円

2【部会】

事業名	＜あんしん安全部会＞ カーブミラー清掃活動			
事業内容	ドライバーや歩行者がミラーを認識し、出会い頭の事故防止を目的に、町内の道路に設置してあるカーブミラーの清掃活動を行った。また、ミラーの不具合箇所の確認を行い、三豊市へ報告した。			
実施日時	令和3年11月13日（土）			
実施場所	財田町内			
参加者・受益者	財田町民 他			(延べ人数 一人)
役務提供者	あんしん安全部会 まちづくり推進隊財田会員 香川県農協財田支店運営委員及び支店職員 三豊市交通安全協会財田支部 地域安全推進委員 三豊警察署財田上・中駐在所			(実人数 37人) (実人数 37人)
決算額	収入額	15,038 円	支出額	15,038 円
	内訳 受取交付金	15,038 円	内訳 通信運搬費 燃料費	13,398 円 1,640 円

3【部会】

事業名	＜にこにこ元気部会＞ まちづくり推進隊財田理事長杯 グラウンドゴルフ大会			
事業内容	コロナウイルス感染拡大防止のため中止			
実施日時	—			
実施場所	—			
参加者・受益者	—			(延べ人数 人)
役務提供者	—			(実人数 人) (延べ人数 人)
決算額	収入額	0 円	支出額	0 円
	内訳	0 円	内訳	0 円

4【部会】

事業名	<にこにこ元気部会> ポン菓子加工販売事業			
事業内容	昔懐かしいポン菓子を地域の人に知ってもらうことができ、有料で加工するサービスを4回行った。またお米の消費拡大につなげることができた。地域の催し物などの出店は、新型コロナウイルス感染症拡大防止により行わなかった。			
実施日時	令和3年4月3日、7月24日、9月18日、12月18日（各土曜日）			
実施場所	財田支所横屯所			
参加者・受益者	財田町民 他（延べ人数 62人）			
役務提供者	ふれあい交流部会（実人数 9人） まちづくり推進隊財田会員 他（延べ人数 32人）			
決算額	収入額	70,000円	支出額	20,323円
	内訳 受取交付金	0円	内訳 材料費	2,072円
	受取負担金	70,000円	会議費	3,430円
	収入 70,000円		消耗品費	6,821円
	支出 20,323円		水道光熱費	2,000円
	差引 49,677円		燃料費	6,000円

5【部会】

事業名	<ふれあい交流部会> 芸術士派遣事業			
事業内容	幼い頃から芸術に触れることで、次代を担う財田の子どもたちの無限の可能性を引き出す事を目的とし、財田こども園へNPO法人アーキペラゴの芸術士の派遣を行った。（12回）なお、1月～3月予定の6回はコロナ感染症対策のため中止となった。			
実施日時	3歳児：令和3年5月10日、5月13日、6月7日、6月8日 4歳児：令和3年5月17日、6月10日、10月4日、10月7日 5歳児：令和3年5月20日、5月21日、7月12日、7月13日			
実施場所	三豊市立財田こども園			
参加者・受益者	三豊市立財田こども園（延べ人数 120人）			
役務提供者	ふれあい交流部会（実人数 3人） NPO法人アーキペラゴ（延べ人数 24人）			
決算額	収入額	239,580円	支出額	239,580円
	内訳 受取交付金	239,580円	内訳 業務委託費	239,580円

6【部会】

事業名	＜ふれあい交流部会＞ 文化芸術による子どもたちの育成事業			
事業内容	子どもたちの豊かな想像力や創造力、思考力コミュニケーション能力を養うことを目的に、パントマイムの演者とアコーディオン奏者を招き、財田小学校生徒へ質の高い芸術鑑賞の機会の提供を行った。			
実施日時	令和3年10月19日（火）			
実施場所	三豊市立財田小学校 体育館			
参加者・受益者	三豊市立財田小学校生徒（延べ人数 120人）			
役務提供者	ふれあい交流部会（実人数 3人） 三豊市立財田小学校（延べ人数 3人） ちやいぶ28プランニング パントマイム：清水きよし氏 アコーディオン演奏：菅野聡子氏			
決算額	収入額	330,000円	支出額	330,000円
	内訳 受取交付金	330,000円	内訳 業務委託費	330,000円

7【部会】

事業名	＜広報部会＞ 広報誌発行 SNS 発信事業			
事業内容	広報誌「まちづくり財田」14号を令和3年7月に、15号を令和4年1月に発行した。町内外の行事、イベント等をまちづくり推進隊財田の Facebook を活用して情報発信を行った。 また、毎月「さいた活動カレンダー・財田写真新聞」を作成して、各戸配布を行い地域の方に活動報告や情報提供を行った。			
実施日時	通年			
実施場所	まちづくり推進隊財田事務局 財田町内			
参加者・受益者	財田町民 他（延べ人数 一人）			
役務提供者	広報部会 財田町民 他（実人数 3人） （延べ人数 15人）			
決算額	収入額	129,570円	支出額	129,570円
	内訳 受取交付金	129,570円	内訳 印刷製本費	129,570円

8 自主事業【継続】

事業名	＜財田町自然観察同好会＞財田の里で化石を探そう！			
事業内容	財田町灰倉地区で財田町の子どもたちに対し、岩石から化石を採取することでその楽しさに触れる機会を創出した。また、専門家講師の指導を受けながら化石採取や観察会を行った。			
実施日時	令和3年12月11日（土）			
実施場所	財田町財田上 灰倉地区			
参加者・受益者	三豊市内の親子 他			（延べ人数 24人）
役務提供者	財田町自然観察同好会 まちづくり推進隊財田会員			（実人数 15人） （延べ人数 15人）
決算額	収入額	98,867円	支出額	98,867円
	内訳 受取交付金	75,867円	内訳 諸謝金	28,956円
	受取負担金	23,000円	印刷製本費	5,407円
			通信運搬費	1,270円
			消耗品費	45,734円
			食料費	17,500円

9 自主事業【継続】

事業名	＜財田のむかしばなし伝承の会＞ 財田のむかしばなしチラシ12話作成配布			
事業内容	財田町に古くから伝わる“むかしばなし”のチラシ作成を行い、毎月の広報配布時に町内全戸配布した。それによりむかしばなしが町民に身近に感じてもらえた。			
実施日時	通年			
実施場所	財田町内			
参加者・受益者	財田町民 他			（延べ人数 ー）
役務提供者	財田のむかしばなし伝承の会			（実人数 5人） （延べ人数 70人）
決算額	収入額	115,432円	支出額	115,432円
	内訳 受取交付金	115,432円	内訳 交際費	1,762円
			諸謝金	11,137円
			印刷製本費	59,637円
			通信運搬費	390円
			消耗品費	32,056円
			修繕費	10,450円

10 自主事業【継続】

事業名	財田少年少女ものづくり教室			
事業内容	子どもたちに基礎的な作品製作を通し、ものづくりに興味関心を持ってもらうことを目的とし、電子工作に関する技術やプログラミングを学べる教室を開催し「ソーラー充電式高周波ラジオ」の製作を行った。			
実施日時	令和3年8月4日（水）5日（木）			
実施場所	財田町公民館 大会議室			
参加者・受益者	財田町民 (延べ人数 7人)			
役務提供者	まちづくり推進隊財田会員 他賛同者 (実人数 2人) (延べ人数 4人)			
決算額	収入額	14,365 円	支出額	14,365 円
	内訳 受取交付金	7,365 円	内訳 印刷製本費	2,255 円
	受取負担金	7,000 円	消耗品費	12,110 円

11 自主事業【継続】

事業名	相続対策まるわかり勉強会			
事業内容	いざという時困らないために、分かりやすく勉強できる場を提供し「相続の基本」1回「相続の対策」1回 全2回の勉強会を開催した。			
実施日時	令和3年8月21日（土）、8月28日（土）はコロナ感染対策により中止 令和3年11月20日（土）・11月27日（土）開催			
実施場所	財田町公民館大会議室			
参加者・受益者	財田町民・三豊市民 (延べ人数 30人)			
役務提供者	まちづくり推進隊財田 会員 (実人数 2人) (延べ人数 4人)			
決算額	収入額	13,500 円	支出額	9,521 円
	内訳 受取交付金	0 円	内訳 印刷製本費	9,521 円
	受取負担金	13,500 円		
	収入 13,500 円 支出 9,521 円 差引 3,979 円			

12 自主事業【継続】

事業名	＜財 TURN*＞移住定住促進事業			
事業内容	財田町への移住者やこれから移住をしようと考えている人たちを包括的にサポートすることを目的に、空き家の清掃活動・移住希望者の町内の案内・HPの作成などを行った。また、三豊市と共催し“農”ある暮らしオンライン移住相談会を開催した。			
実施日時	通年 “農”ある暮らしオンライン移住相談会令和4年2月11日（金）			
実施場所	財田町内			
参加者・受益者	財田町民 移住希望者 (延べ人数 10人)			
役務提供者	財 TURN* (実人数 8人) 三豊市地域戦略課 他 (延べ人数 30人)			
決算額	収入額	116,762 円	支出額	116,762 円
	内訳 受取交付金	116,762 円	内訳 通信運搬費	61,727 円
			消耗品費	55,035 円

13 自主事業【継続】

事業名	＜財 TURN*＞ 第1・2 医師住宅管理事業			
事業内容	「財 TURN*」において、財田町への移住予定者に対し、住宅案内や住宅清掃などを行った。本年度の利用者は3組でした。 ① 令和3年7月から令和3年9月まで ② 令和3年10月 ③ 令和3年7月から令和4年3月まで			
実施日時	通年			
実施場所	国保財田診療所第1・2 医師住宅			
参加者・受益者	住宅利用者 (延べ人数 8人)			
役務提供者	財 TURN* (実人数 8人) まちづくり推進隊財田会員 (延べ人数 56人)			
決算額	収入額	646,250 円	支出額	646,250 円
	内訳 受取交付金	146,750 円	内訳 業務委託費	77,231 円
	内訳 受取負担金	499,500 円	内訳 消耗品費	16,927 円
			消耗備品費	92,290 円
			修繕費	57,200 円
			水道光熱費	400,402 円
			租税公課	2,200 円

14 自主事業【継続】

事業名	＜宝山湖の彼岸花をまもる会＞ 宝山湖彼岸花保全事業			
事業内容	県内外から多くの見物人が訪れる宝山湖の彼岸花。その植栽地をまもる為、打合せ会を開催し賛同者、関係団体協力のもと草刈り作業や球根の植え付け作業など保全活動を行った。			
実施日時	令和3年5月15日(土)・9月4日(土)・令和4年3月12日(土)			
実施場所	財田町内 宝山湖の彼岸花植栽地ほか			
参加者・受益者	財田町民、まちづくり推進隊会員、JA財田支店ほか (延べ人数 75人)			
役務提供者	宝山湖の彼岸花をまもる会 (実人数 10人) 水資源機構香川用水管理所 (延べ人数 30人)			
決算額	収入額	34,518円	支出額	34,518円
	内訳 受取交付金	34,518円	内訳 印刷製本費 会議費 通信運搬費 燃料費	3,233円 16,795円 210円 14,280円

15【移譲業務】

事業名	三豊市自治会連合会財田支部 事務局			
事業内容	自治会連合会財田支部に関する一切の事務を行った。 ・総会(新型コロナウイルスのため書面議決にて実施) ・令和3年10月20日 三役会 ・街頭交通監視活動(5月と11月は新型コロナウイルスのため中止) ・令和4年3月15日 役員会			
実施日時	通年			
実施場所	財田町内 財田町公民館			
参加者・受益者	財田町民 (延べ人数 72人)			
役務提供者	各自治会長 (実人数 34人) まちづくり推進隊財田事務局 (延べ人数 60人)			
決算額	収入額	170,000円	支出額	170,000円
	内訳 受取交付金	170,000円	内訳 支払助成金	170,000円

※三豊市自治会連合会財田支部(別会計)で事業を実施

16【移譲業務】

事業名	三豊市地区衛生組織連合会財田支部 事務局		
事業内容	地区衛生組織連合会財田支部に関する一切の事務を行った。 ・総会（新型コロナウイルスのため書面議決にて実施） ・令和3年6月29日第1回役員会 ・7月11日道路清掃 ・令和4年2月6日河川清掃 ・3月17日第2回役員会 またゴミ収集カレンダー作成、段ボールコンポスト受付配布を行った。 ごみ集積所整備補助金の申請が2自治会からあった。		
実施日時	通年		
実施場所	財田町内 財田町公民館		
参加者・受益者	財田町民 (延べ人数 一人)		
役務提供者	各地衛生委員 (実人数 34人) まちづくり推進隊財田事務局 (延べ人数 125人)		
決算額	収入額	－	支出額 ー

※三豊市地区衛生組織連合会財田支部（別会計）で事業を実施している。

17【移譲業務】

事業名	交通安全			
事業内容	財田町民の交通安全意識向上のため、交通安全期間に交通安全啓発街頭キャンペーンを行った。			
実施日時	4月9日・7月5日			
実施場所	三豊市財田支所前			
参加者・受益者	財田町民 (延べ人数 一人)			
役務提供者	三豊市交通安全協会 三豊市安全運転管理者協議会役員 三豊市交通安全指導員 高齢者交通指導員 三豊市交通安全母の会 三豊警察署 (実人数 30人) まちづくり推進隊財田事務局 三豊市財田支所 (延べ人数 30人)			
決算額	収入額	6,430円	支出額	6,430円
	内訳 受取交付金	6,430円	内訳 会議費	6,430円

18 その他

事業名	取次業務		
事業内容	グリーンパトロールの窓口		
実施日時	通年		
実施場所	まちづくり推進隊財田 事務局		
参加者・受益者	財田町民		(延べ人数 一人)
役務提供者	まちづくり推進隊財田 事務局		(実人数 2名)
決算額	収入額	—	支出額 —

19 その他

事業名	オンラインによる移住体験実施 ~感染症が地方移住の流れを断たないために~			
事業内容	休眠預金等交付金の資金分配団体 公益社団法人日本サードセクターの「新型コロナウイルス対応緊急支援助成金・NPOが新しい活動様式を生み出す事業」の実行団体として助成金を得て活動を行った。			
実施日時	2020年10月28日~2021年10月28日			
実施場所	三豊市財田町全域			
参加者・受益者	財田町民 他		(延べ人数 一人)	
役務提供者	財TURN*移住定住促進事業		(実人数 8人) (延べ人数 一人)	
決算額	収入額	462,362 円	支出額	462,362 円
	内訳 受取助成金	462,362 円	内訳 消耗品費 通信運搬費 広告宣伝費 水道光熱費 給与手当	208,308 円 93,221 円 21,505 円 20,000 円 119,328 円

※ 新型コロナウイルス対応緊急支援助成金（別会計）で事業を実施している。

4. 総会及び理事会等の開催状況

(1) 総会の開催状況

会議名	令和3年度通常総会
開催日時	令和3年4月21日(水)午後7時00分～午後8時04分
出席状況	会員総数75名　うち出席者54名(うち本人出席23名、委任状出席31名)
審議及び議決内容	①令和2年度活動報告及び活動決算報告について ②令和2年度会計監査報告について ③役員を選任について ④令和3年度活動計画(案)及び活動予算(案)について

(2) 理事会等の開催状況

会議名	開催日時	出席状況	審議及び議決内容
第1回 理事会	R3年4月15日	理事12名 監事2名	①令和3年度活動予算(案)について ②役員改選について ③令和3年度通常総会提出議案について
	19:00～20:15		
第2回 理事会	R3年5月18日	理事11名 監事0名	①まちづくり推進隊財田の中長期計画策定(案)について
	19:30～20:44		
第3回 理事会	R3年6月15日	理事13名 監事1名	①まちづくり推進隊財田の中長期計画策定(案)について ②令和3年度自主事業追加提案について
	19:30～21:05		
第4回 理事会	R3年7月20日	理事12名 監事2名	①第1四半期決算について
	19:45～20:20		
第5回 理事会	R3年9月22日	理事11名 監事2名	①令和4年度事業計画(案)提出について ②まちづくり推進隊財田諸規定類作成(案)について
	19:30～21:45		
第6回 理事会	R3年10月15日	理事12名 監事1名	①第2四半期決算について ②箱裏マルシェ出店について(下見のみ) ③第12回理事長会の議題・質問等について ④職員の期末手当支給について
	19:00～21:07		

第7回 理事会	R3年11月19日	理事9名 監事2名	①「まちづくり推進隊自主事業発表会（仮称）」への参加及び費用負担について ②令和3年度自主事業の追加提案について
	19:00～19:55		
第8回 理事会	R3年12月14日	理事13名 監事1名	①法人向けJAカードの申込みについて ②リース契約の解除について
	19:00～19:50		
第9回 理事会	R4年1月18日	理事12名 監事2名	①第3四半期決算について
	19:00～19:42		
第10回 理事会	R4年2月24日	理事13名 監事0名	①令和4年度自主事業活動提案について
	13:20～14:43		
第11回 理事会	R4年3月18日	理事11名 監事1名	①令和4年度自主事業活動提案について ②令和4年度交付金申請書類の作成について
	19:00～20:00		

決算報告書

第 10期

自 令和3年 4月 1日

至 令和4年 3月31日

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

香川県三豊市財田町財田上 2 1 7 1 番地 1

貸借対照表

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田
全事業所

[税込] (単位:円)
令和4年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		前受交付金	823,090
小口 現金	8,390	預り金 (源泉所得税)	5,904
普通 預金	1,704,043	流動負債 計	828,994
現金・預金 計	1,712,433	負債合計	828,994
流動資産合計	1,712,433	正 味 財 産 の 部	
【固定資産】		【正味財産】	
(有形固定資産)		前期繰越正味財産額	1,768,347
構 築 物	161,040	当期正味財産増減額	△ 177,801
機械及び装置	232,643	正味財産 計	1,590,546
什器 備品	65,337	正味財産合計	1,590,546
有形固定資産 計	459,020		
工具器具備品	248,087		
固定資産合計	707,107		
資産合計	2,419,540	負債及び正味財産合計	2,419,540

財 産 目 録

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田
全事業所

[税込] (単位:円)
令和4年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

小口 現金

8,390

普通 預金

1,704,043

現金・預金 計

1,712,433

流動資産合計

1,712,433

【固定資産】

(有形固定資産)

構 築 物

161,040

機械及び装置

232,643

什器 備品

65,337

有形固定資産 計

459,020

工具器具備品

248,087

固定資産合計

707,107

資産の部 合計

2,419,540

《負債の部》

【流動負債】

前受交付金

823,090

預り金 (源泉所得税)

5,904

流動負債 計

828,994

負債の部 合計

828,994

正味財産

1,590,546

活 動 計 算 書

【税込】（単位：円）

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

自 令和3年 4月 1日 至 令和4年 3月31日

【経常収益】

【受取助成金等】

受取負担金	613,000	
受取交付金	9,176,910	9,789,910

【その他収益】

受取 利息		24
-------	--	----

雑収入		2,860
-----	--	-------

経常収益 計

9,792,794

【経常費用】

【事業費】

（人件費）

人件費計	0	
------	---	--

（その他経費）

材料費（事業）	2,072	
交際費（事業）	1,762	
業務委託費（事業）	759,911	
諸 謝 金（事業）	40,093	
印刷製本費（事業）	209,623	
会 議 費（事業）	31,655	
通信運搬費（事業）	86,235	
消耗品 費（事業）	256,383	
消耗備品費（事業）	92,290	
食 糧 費（事業）	17,500	
修 繕 費（事業）	67,650	
水道光熱費（事業）	402,402	
燃料費（事業）	21,920	
支払助成金	170,000	
租税 公課（事業）	2,200	

その他経費計	2,161,696	
--------	-----------	--

事業費 計

2,161,696

【管理費】

（人件費）

給料 手当	4,635,904	
役員議事報償費	420,000	
法定福利費	798,599	
人件費計	5,854,503	

（その他経費）

印刷製本費	89,539	
会 議 費	28,529	
車 両 費	8,118	
車両燃料費	20,678	
通信運搬費	149,773	
消耗品 費	264,298	
消耗備品費	310,300	
水道光熱費	58,600	
減価償却費	234,341	
保 険 料	136,046	
諸 会 費	3,000	
リース 料	461,937	
租税 公課	4,900	
業務委託料	17,300	
支払手数料	1,193	
雑 費	35,444	

その他経費計	1,823,996	
--------	-----------	--

管理費 計

7,678,499

活動計算書

[税込] (単位:円)

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

自 令和3年 4月 1日 至 令和4年 3月31日

経常費用 計	9,840,195
当期経常増減額	△ 47,401
【経常外収益】	
経常外収益 計	0
【経常外費用】	
経常外費用 計	0
税引前当期正味財産増減額	△ 47,401
法人税、住民税及び事業税	130,400
当期正味財産増減額	△ 177,801
前期繰越正味財産額	1,768,347
次期繰越正味財産額	1,590,546

第2号議案 令和3年度会計監査報告について

様式第18号 (第12条関係)

監査報告書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田
理事長 菅原 順三 様

令和3年度(令和3年4月1日～令和4年3月31日まで)の事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

令和4年4月11日

監事 伊藤 悟 

令和4年4月11日

監事 中原 優季 

この写しは、原本に相違ないことを証明する。

令和4年4月25日

香川県三豊市財田町財田上 2171-1

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

理事長 菅原 順三 

全役員名簿

（令和3年4月1日～令和3年4月21日）

団体又は法人の名称

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

役名	氏名	住所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	鈴木 朝則	三豊市財田町財田上1943	令和3年4月1日～令和3年4月21日	無
副理事長	菅原 順三	三豊市財田町財田上3882	令和3年4月1日～令和3年4月21日	無
副理事長	中嶋 智子	三豊市財田町財田上1590	令和3年4月1日～令和3年4月21日	無
理事	秋山 秀和	三豊市財田町財田中3547-5	令和3年4月1日～令和3年4月21日	無
理事	石井 章弘	三豊市財田町財田上3264-5	令和3年4月1日～令和3年4月21日	無
理事	伊藤 悟	三豊市財田町財田上5626-4	令和3年4月1日～令和3年4月21日	無
理事	岡崎 和朗	三豊市財田町財田中4089	令和3年4月1日～令和3年4月21日	無
理事	重信 厚	三豊市財田町財田上7043	令和3年4月1日～令和3年4月21日	無
理事	込山 賢治	三豊市財田町財田上1785	令和3年4月1日～令和3年4月21日	無
理事	中原 優季	三豊市財田町財田上245-2	令和3年4月1日～令和3年4月21日	無
理事	橋本 純子	三豊市財田町財田上905-1	令和3年4月1日～令和3年4月21日	無
理事	信里 佳紀	三豊市財田町財田上315-3	令和3年4月1日～令和3年4月21日	無
理事	森 啓一	丸亀市垂水町3074-4	令和3年4月1日～令和3年4月21日	無
監事	白川 洋二	三豊市財田町財田上6738-1	令和3年4月1日～令和3年4月21日	無
監事	近藤 美代子	三豊市財田町財田中1622-2	令和3年4月1日～令和3年4月21日	無

全役員名簿

(令和3年4月21日～令和4年3月31日)

団体又は法人の名称

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

役名	氏名	住所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	菅原 順三	三豊市財田町財田上3882	令和3年4月21日～令和4年3月31日	無
副理事長	白川 洋二	三豊市財田町財田上6738-1	令和3年4月21日～令和4年3月31日	無
副理事長	岡崎 和朗	三豊市財田町財田中4089	令和3年4月21日～令和4年3月31日	無
理事	秋山 秀和	三豊市財田町財田中3547-5	令和3年4月21日～令和4年3月31日	無
理事	鈴木 朝則	三豊市財田町財田上1943	令和3年4月21日～令和4年3月31日	無
理事	近藤 美代子	三豊市財田町財田中1622-2	令和3年4月21日～令和4年3月31日	無
理事	中嶋 智子	三豊市財田町財田上1590	令和3年4月21日～令和4年3月31日	無
理事	込山 賢治	三豊市財田町財田上1785	令和3年4月21日～令和4年3月31日	無
理事	森 啓一	丸亀市垂水町3074-4	令和3年4月21日～令和4年3月31日	無
理事	橋本 純子	三豊市財田町財田上905-1	令和3年4月21日～令和4年3月31日	無
理事	信里 佳紀	三豊市財田町財田上315-3	令和3年4月21日～令和4年3月31日	無
理事	石井 章弘	三豊市財田町財田上3264-5	令和3年4月21日～令和4年3月31日	無
理事	佐長 光祥	三豊市財田町財田上6986	令和3年4月21日～令和4年3月31日	無
監事	中原 優季	三豊市財田町財田上245-2	令和3年4月21日～令和4年3月31日	無
監事	伊藤 悟	三豊市財田町財田上5626-4	令和3年4月21日～令和4年3月31日	無

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県三豊市財田町財田上 2171 番地 1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三豊市と相互に協力しながら、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい財田町を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、安全・安心な生活環境及び活力と魅力あふれる良好なコミュニティの実現を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域住民の交流に関する事業
- (2) 安全、安心、防災に関する事業
- (3) 環境保全に関する事業
- (4) 健康及び福祉に関する事業
- (5) 自治会活動との連携に関する事業
- (6) 公民館活動との連携に関する事業
- (7) 関係諸団体との連携に関する事業
- (8) その他目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、一般会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する意思表示をして入会した個人、団体又は法人

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 入会金及び年会費は、無料とする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 本人が死亡したとき。
- (4) 賛助会員である団体又は法人が消滅したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第12条 この法人に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 理事3人以上13人以内
 - (2) 監事2人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。

- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
- 3 副理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
- 4 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。ただし、役員全員が辞任し、新たに後任の役員が選任されたときは、後任の役員が選任された日を起算日として新たな任期とする。
- 5 前4項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていないときは、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 6 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあっては理事会又は総会の議決により、監事にあっては総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、報酬を受けることができる。ただし、報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1を超えてはならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長及びその他の職員を置く。

2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この法人と雇用契約を締結する。

3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。

4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業年度当初における事業計画及び活動予算の承認

(5) 事業報告及び活動決算の承認

(6) 理事の選任又は解任

(7) 監事の選任又は解任

(8) 理事及び監事の職務及び報酬

(9) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 一般会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号に規定するときを除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める一般会員に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。
(定足数)

第 26 条 総会は、一般会員総数の 2 分の 1 以上の出席者がなければ開会することができない。
(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 4 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の 2 分の 1 以上の同意があるときは、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は一般会員が総会の目的である事項について提案した場合において、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各一般会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定に関わらず、一般会員は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。

4 前 2 項の規定により表決した一般会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 一般会員総数及び出席者数（書面表決者又は電磁的方法による表決者もしくは表決委任者があるときは、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(2) 事業報告及び活動決算

(3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(4) 事務局の組織及び運営に関する事項

(5) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項

(6) 総会に付議すべき事項

(7) その他運営に関する必要な事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める理事に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長が行う。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があったときは、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定に関わらず、理事は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。
- 4 前2項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業の資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項の変更については所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 法人が行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 一般会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、一般会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（前条第1項第4号及び第5号による解散を除く。）をしたときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した一般会員の過半数の議決を経て選定される団体に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において一般会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 活動の区域

(活動の区域)

第54条 この法人の活動区域は、香川県三豊市財田町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第11章 雑則

(雑則)

第56条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	秋山 秀和
副理事長	近藤 美代子
副理事長	鈴木 朝則
理事	秋山 勇

理事	伊藤 勝
理事	小野 詔子
理事	川崎 保彦
理事	久保 義博
理事	白川 洋二
理事	谷 邦男
理事	中原 優季
監事	菅原 順三
監事	前田 昭文

- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第 15 条の規定に関わらず、成立の日から平成 27 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定に関わらず、成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

この写しは、原本に相違ないことを証明する。

令和 4 年 4 月 25 日

香川県三豊市財田町財田上 2171-1

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

理事長 菅原 順三

